

宇部市介護予防・日常生活支援総合事業 月額包括報酬の日割りに関する Q&A

高齢者総合支援課 平成 31 年 1 月作成

NO	質問	回答
1	月額包括報酬に係る日割り計算の取り扱いについて、契約日を起算日として日割りを行うのか、それとも初回サービス提供日を起算日とするのか。	総合事業の月額包括単価を導入するサービスにおける日割り請求については、月途中でサービスを開始した場合は契約日、月途中でサービスを終了した場合は契約解除日を起算日として日割り計算を行ってください。
2	月途中で契約をしたが、契約月にサービスの利用がない場合は、日割り請求の適用はどうなるのか。	契約月内にサービスの提供がなかった場合、当該月については、報酬を算定することができません。その場合は、初回サービス提供の属する月以降、月額報酬を算定してください。
3	「契約解除日」とはいつをいうのか。	利用者と事業者の両者が契約解除日と合意した日が契約解除日となります。
4	月途中でサービス事業所を変更した場合の取り扱いはどうなるのか。	サービス事業所を変更する場合、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様に契約日又は、契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割り請求することとなります。ただし、利用者が月途中で他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額報酬の算定が可能です。
5	総合事業サービスを利用していた方が入院により月途中で利用を中断した場合、また、退院により月途中から利用を再開した場合には日割り計算を適用することになるのか。	医療機関への入院に伴い、月途中でサービスの利用が中断した場合または医療機関からの退院に伴い月途中からサービス利用を再開した場合は、日割り計算を行う事由に該当しませんので、日割り請求は行わず、月額報酬を算定してください。なお、医療機関への入院に伴い、サービス利用契約を解約した場合は、契約解除日を起算日として日割り請求を行うこととなります。